

令和5年度
事業計画書

社会福祉法人寿生会

目 次

社会福祉法人寿生会経営理念	2
経営基本方針	2
事業運営方針	2
事業方針	
令和4年度の動向	3
令和5年度事業運営方針	4
事業別重点目標	
(1) 特別養護老人ホーム寿生苑	5
①長期入所	
②短期入所	
③介護輸送サービス	
(2) 田野畑村デイサービスセンター	5
(3) 寿生会訪問介護事業所	5
(4) 田野畑村生活支援ハウスかけはし	5
(5) 寿生会居宅介護支援事業所	5
(6) グループホームたのはた虹の家	5
事業活動重点目標具体的内容	
特別養護老人ホーム寿生苑	6 ～ 8
田野畑村デイサービスセンター	9
寿生会訪問介護事業所	10
田野畑村生活支援ハウスかけはし	11
寿生会居宅介護支援事業所	12
グループホームたのはた虹の家	13
令和5年度主要行事等実施計画	14
令和5年度職員研修計画	15
年間スケジュール	16
資格取得支援ガイドライン	17 ～ 18

社会福祉法人寿生会経営理念

社会福祉法人寿生会は、多様な高齢社会のニーズに応え、良質な福祉サービスを提供することにより、利用者の尊厳を最大限尊重し、自立した生活が住み慣れた地域社会で営まれるよう可能な限りの介護支援を行う。もって地域社会への貢献と社会的、公益的使命を果たすものとする。

経営基本方針

- 1 常に地域の求める福祉サービスを提供するため、地域の要望と社会の変化へ対応します。
- 2 利用者の権利を尊重し、尊厳の保持と自立への支援を行います。
- 3 職員の権利を尊重し、職員の育成を通して法人の成長を旨とします。
- 4 情報の開示、説明の責任を果たし、開かれた経営を約束します。

事業運営方針

- 1 利用者の皆様から「ぬくもりと安らぎ」を感じてもらえる環境と生活支援を目指します。
- 2 常に「健康、清潔、安心」を念頭に、良質なサービス提供に向けて研鑽します。
- 3 効率化とコスト意識をもちつつ、課題には速やかに適切な対応に努めます。
- 4 チームワークを心がけ、活力ある職場作りに励みます。

事業方針

1 令和4年度の動向

令和4年度の動向について、以下の3点にまとめた。

① 新型コロナウイルス感染対策

新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、昨年度に引き続き、今年度もその対策に追われた1年であった。今年度に入り、沿岸地域においても感染拡大が続き、近隣の高齢者施設においても、クラスター（集団感染）が伝えられ始めた頃、寿生苑でも、感染者が発生した。5月中旬から6月中旬までの間、入居者17名、職員7名が感染。その間、宮古保健所の指導を得つつ、職員は一丸となって対策にあたり、6月22日に終息することができた。

その後も、利用者（デイサービス等）や職員が感染することがあり、関連するサービスの一時休止、または隔離等を行うことはあったが、クラスター対応を踏まえた初動が功を奏し、施設内で感染拡大することはなく経過している。

介護は、仕事上職員と利用者が密接となる機会が多いため、対策の難しさを感じながら、現在もその対策は続いている。

② 職員の確保

令和4年度は、3名の職員が退職、パート職員を中心に5名の職員を採用することができた。昨年度同様にハローワークへの求人をはじめ、信頼し得る媒体を活用した求人情報の掲載、職員からの声掛け等も行ってきた。このことが採用につながり、一部業務の負担軽減になっている。

③ 物価高騰の影響

昨年2月のロシアのウクライナ侵攻をきっかけにした物価高騰は、高齢者等の介護事業者も直撃し当法人も、その影響は免れない。電気料金は、使用量に変わりがないにも関わらず、前年同月比でも大幅に増えている。そのほかにも、食材や燃料の購入等、事業運営の要の部分に影響しているが、サービスの提供に支障をきたさないように工夫をしながら運営を続けている。

その他として令和4年度は、施設修繕の一環として、寿生苑の屋根の塗装をしている。

2 令和5年度 事業運営方針

令和5年度の事業運営にあたって、以下の4点に重点を置く。

① 新型コロナウイルス感染症の対策の継続

現時点では、新型コロナウイルス感染症の終息が見えず、感染症とどう向き合っていくかという状況であり、5月の連休明けには、現在第2類扱いから第5類へと変更する見込みである。当法人としては、基本的な対策に変更はないものの、新たな知見を踏まえた対策を、現状に応じて取り入れ、できるだけ利用者の生活がより良いものとなるようにする努力を続ける。

② 介護事業の運営

田野畑村は現在総人口の減少と高齢者割合が増加している。

介護サービスの需要は存在しているが、利用する側の姿は、当法人ができた時と比べて、変化している。一人暮らしの高齢者であっても、身寄りのない方も増えてきている。

変わる世の中の動きに対応しながらも、法人の運営する介護サービスを維持していく。

在宅サービスにおいては、利用者が自宅で生活を続けられるように、それぞれの心身機能の維持に努められるように、サービスを提供する。

施設サービスでは、施設を利用するに至った事情を慮りながら、施設を利用したメリットを享受できるようにサービスを提供する。

③ 中長期的視点に立った施設修繕

平成4年から供用している寿生苑は、30年以上が経ち、平成16年から供用している総合保健施設も19年が経っている。介護業務に必要な機器類も年々劣化している。

昨年度は、寿生苑の屋根の塗装を実施したが、今年度は、施設の計画的な修繕や機器類の更新に取り組む。

④ 人材育成と確保

寿生会にとって、貢献できる人材は、地域にとっても貢献できる人材と考える立場から、その育成は法人運営にとっても重要であり、現在、就労している職員の育成は、法人の責務であると考ええる。

そのために、職員のレベルに応じた教育体系の構築や、業務に関連した資格取得を効果的に支援する仕組み、職員のライフスタイルに寄り添いながら、長く仕事が続けられるように工夫して行かなければならない。

人材の確保は、職員の配置状況を鑑みながら、昨年度同様に募集をする。

そのために、法人イメージを意識しながら、魅力的な職場であることを発信することに取り組む。

3 事業別重点目標

(1) 特別養護老人ホーム寿生苑

①長期入所

- ア 利用者様に、健康で安全・安心・快適な生活を送って頂けるようなサービス提供ができる。
- イ 職員の質の向上を図り、コスト意識を持ちながら組織の一員としての自覚をもてる。
- ウ 利用者様のご家族様との関係を大切にする。

②短期入所

- ア 利用者様の状態を把握し、在宅生活維持に配慮したサービスが提供できる。
- イ 利用者様に、健康で安全・安心・快適な生活を送って頂けるようなサービス提供ができる。

③介護輸送サービス

- ア 安全運転に努め、利用者様の安心を念頭にサービス提供を行う。

(2) 田野畑村デイサービスセンター

- ア 安心、安全に利用して頂く。
- イ 住み慣れた地域での生活が続けられるよう支援する。
- ウ 職員の資質向上に取り組み、質の高いサービスを提供する。

(3) 寿生会訪問介護事業所

- ア 利用者様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。
- イ 利用者様の状態をしっかりと把握して、可能な限り本人や家族の意向に沿った安心安全なサービスを提供する。

(4) 田野畑村生活支援ハウスかけはし

- ア 毎日の生活を安心・健康に送れるように支援する。

(5) 寿生会居宅介護支援事業所

- ア 多種多様な介護サービス利用が必要となっており、状態・状況に適した、適切なケアマネジメントの提供を遂行していく。
- イ 経営状況を把握しながら、業務の効果・効率化を図っていく。

(6) グループホームたのはた虹の家

- ア 利用者様により良質なサービスと快適な生活環境を提供する。
- イ 個別支援、自立支援に向けた取り組みを行いサービス内容の充実を図る。

事業活動重点目標等

特別養護老人ホーム 寿生苑

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
【長期入所】 1 利用者様に健康で安全・安心・快適な生活を送って頂けるようなサービスが提供できる。 2 職員の質の向上を図り、コスト意識を持ちながら組織の一員としての自覚をもてる。 3 利用者様のご家族様との関係を大切にする。	① 利用者様の気持ちに寄り添ったサービスを提供する。 ② 介護事故予防の為の研修を行い、予防に対する意識の向上を図る。 ③ 利用者様の日々の健康管理を徹底し状況に応じて迅速に対応できる。 ④ 職員個々の日々の健康管理と感染予防の徹底。 ⑤ 利用者様に楽しみを持っていただけるような行事等の実施。 ⑥ ひとつひとつの介助をあわてず丁寧に行う。 ① 研修会を実施し職員の知識や技術を高める。 ② 発案や改善点等の意見が反映できる環境をつくる。 ③ 業務内容や時間帯の見直し。 ④ 職員個々の業務に対する目標の設定と自己評価の実施。 ⑤ 排泄用品などの使用について定期的に点検を行う。 ⑥ 水光熱費や消耗品の節約に努める。 ① 報告事項がある場合は速やかに電話やラインなどで状況報告を行う。 ② 面会時には本人の近況の報告。 ③ 3ヶ月に1回は家族通信にて詳しく内容の報告や写真の送付を行う。 ④ ご家族様からの問い合わせには迅速に対応する。	年間入所率 99.0% (49.5人/日平均)

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
【短期入所】 1 利用者様の状態を把握し、在宅生活維持に配慮したサービス提供ができる。	① 在宅生活の状態把握を十分に行い、帰宅後の生活がスムーズに送れるような対応の徹底。 ② 入退所の送迎時には事故やケガのないよう十分に配慮する。 ③ 利用者様の安全、健康管理に努め、変化があった場合にはご家族様やケアマネへ速やかに連絡。 ④ 不安なく過ごして頂けるようご本人やご家族様と都度相談。 ⑤ 自宅での様子や、入所中の様子について、ご家族様へ詳しく報告を行う。	年間利用率 93.6% (7.4人/日平均)
2 利用者様に健康で安全・安心・快適な生活を送って頂けるようなサービス提供ができる。	① 利用者様の気持ちに寄り添ったサービスを提供する。 ② 介護事故予防の為の研修を行い、予防に対する意識の向上を図る。 ③ 利用者様の日々の健康管理を徹底し状況に応じて迅速に対応できる。 ④ 職員個々の日々の健康管理と感染予防の徹底。 ⑤ 利用者様に楽しみを持っていただけるような行事等の実施。 ⑥ ひとつひとつの介助をあわてず丁寧に行う。	
【介護輸送サービス】 1 安全運転に努め、利用者様の安心を念頭にサービス提供を行う。	① 車輛の安全運行により、利用者様の安全、正確、快適なサービス提供を行う。	10人/月

行事実施計画

4月	村内ドライブ	レク	ドライブ
5月	母の日行事	レク	ドライブ
6月	父の日行事	レク	ドライブ
7月	七夕行事	レク	
8月	夏祭り	スイカ割り	レク
9月	敬老会	レク	ドライブ
10月	お楽しみ会	レク	ドライブ
11月	ミニゲーム	レク	ドライブ
12月	クリスマス会	餅つき	レク
1月	みずき団子飾り	レク	
2月	節分行事	レク	
3月	雛祭り行事	レク	

田野畑村デイサービスセンター

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 安心、安全に利用して頂く。	① 事故の無いよう、見守りやリスクに関する情報共有を行う。 ② 感染症予防等の正しい知識を身に付け、対策を徹底する。	介護給付 延 196 人／月平均 総合事業 延 50 人／月平均
2 住み慣れた地域での生活が続けられるよう支援する。	① 要介護度進行予防を意識したサービス提供やアドバイスをを行う。 ② ご家族様、介護支援専門員、医療機関と連携し、利用者様の变化に気付き、問題を解決できるよう努める。	
3 職員の資質向上に取り組む、質の高いサービスを提供する。	① 内部研修を行い、技術や制度等に関する新しい知識を身に付ける。	

行事実施計画

4 月	
5 月	運営推進会議
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	敬老会
10 月	
11 月	運営推進会議
12 月	クリスマス会
1 月	
2 月	
3 月	

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 利用者様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう支援する。 2 利用者様の状態をしっかり把握して、可能な限りご本人やご家族様の意向に沿った安心安全なサービスを提供する。	① 安定したサービスの質 ② 報告・連絡・相談の徹底。 ③ 関係機関との連携。 ① 一人ひとりに合わせたサービスの提供。 ② 利用者様の心身の状態把握。 ③ 事故防止、安全への配慮。 ④ ヘルパー間の情報共有と最適なサービス内容の検討。	介護給付 延 86 人／月平均 総合事業 延 25 人／月平均

行事実施計画

4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8 月	
9 月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

田野畑村生活支援ハウスかけはし

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 毎日の生活を安心・健康に送れるように支援する。	① 生活の安定と継続を図る。 (ア) 体調管理の為、月1回の体重測定。毎日、バイタル測定を行う。 日常の声掛け等から体調の変化等の様子観察を行う。 (イ) 緊急時の連絡体制の整備。 緊急時の対応とご家族様、医療機関との連携。 (ウ) 手洗い・手指消毒の声掛けを行い、感染対策に努める。 ② 防災訓練を行う。 (ア) 防災予防の啓発。 (イ) 定期的に防災避難訓練を実施する。	8人／月平均

行事実施計画

4月	DVD鑑賞
5月	リハビリ体操・ゲーム
6月	DVD鑑賞
7月	リハビリ体操・ゲーム
8月	DVD鑑賞
9月	リハビリ体操・ゲーム
10月	DVD鑑賞
11月	リハビリ体操・ゲーム
12月	DVD鑑賞
1月	リハビリ体操・ゲーム
2月	DVD鑑賞
3月	リハビリ体操・ゲーム

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 多種多様な介護サービス利用が必要となっており、状態・状況に適した、適切なケアマネジメントの提供を遂行していく。	① 独居・高齢夫婦世帯で家族が遠方在住により、家族支援が難しくなるケースが増えてきている。そうした中で多種多様な介護サービス利用が必要となっており、所内ミーティング等により状態・状況の共有を図りつつ、適切な判断をし、円滑な支援が遂行できるよう努めていく。 ② 介護サービス事業所の情報収集を行い、利用者の多様なニーズに沿えるよう努めていく。 ③ ケアマネジメントに必要と判断される研修等、積極的に受講していく。	給付管理 48 人／月 介護予防 22 人／月
2 経営状況を把握しながら、業務の効果・効率化を図っていく。	① 近年の介護に対する動向から、在宅サービス利用の減少が予測され、新規相談者を積極的に受け入れながら、介護サービス未利用者に対する必要なサービス等の提案を行っていく。 ② 実態把握調査等を行う事で、介護サービスへの理解と有効性を地域に広めていく。 ③ 備品等の効果的且つ効率的な使用を心掛け、経費節減を図っていく。	認定調査 2 件／月

研修実施計画（居宅介護支援）

① 資格等取得関連

- ・主任介護支援専門員更新研修の受講。

② 研修関連

【所 内】

- ・適切なケアマネジメントを行う上で、アセスメントの仕方やケアプランの内容、記録の取り方等、随時確認する機会をつくる。
- ・上記内容や困難事例等について、ミーティング時や業務の合間に随時時間を設け実施する。

【法人内】

- ・法人における研修計画に準じる。

【外 部】

- ・地域包括支援センターや自治体、職能団体、各種組織が実施するケアマネジメントに関する研修について受講し、知識の習得とネットワーク作りを図る。
- ・介護支援専門員の実習受入が可能な事業所となっており、その指導を行うとともに、お互いの学びの機会となるように心がける。

グループホームたのはた虹の家

事業活動重点目標	具体的内容	事業推進目標
1 利用者様により良質なサービスと快適な生活環境を提供する。 2 個別支援、自立支援に向けた取り組みを行いサービス内容の充実を図る。	① 利用者様の要望等に可能な限り対応する。 ② その季節にあった行事や食事提供を行い、生活に楽しみを持てるよう対応する。 ③ 必要に応じ業務の見直しをする。 ① カンファレンスの検討内容を充実させていく。 ② 介護計画に基づいたサービス提供を充実する。	年間入所率 99.0% (8.9人/日平均)

行事実施計画

4月	誕生会	ドライブ
5月	母の日行事	
6月	父の日行事	
7月	七夕行事	すいか割り 誕生会
8月	夏祭り	
9月	敬老会	
10月	誕生会	ハロウィン
11月		
12月	クリスマス会	誕生会
1月	みずき団子作り	誕生会
2月	豆まき	バレンタイン行事 誕生会
3月	ひな祭り	

令和5年度主行事等実施計画

	共 通 事 項	寿 生 苑 事 項	総合保健施設事項
4 月	辞令交付式(4月3日) 寿生会職員全体会議		グループホーム運営推進会議
5 月	決算監査・外部会計監査 定時理事会	寿生苑職員全体会 ワックス清掃作業(居室棟)	デイサービス運営推進会議
6 月	定時評議員会 職員健康診断 メンタルヘルス健診	館内消毒・厨房滅菌作業	グループホーム運営推進会議 館内消毒作業
7 月		寿生苑職員全体会	
8 月	夏祭り		グループホーム運営推進会議 ワックス清掃作業
9 月	敬老会	寿生苑職員全体会 ワックス清掃作業(管理棟)	
10 月	外部会計監査 上半期監事監査 寿生会職員全体会議	ワックス清掃作業(居室棟) 館内消毒・厨房滅菌作業	グループホーム運営推進会議 館内消毒作業
11 月		寿生苑職員全体会	デイサービス運営推進会議
12 月	職員健康診断(夜勤実施者)		グループホーム運営推進会議
1 月		寿生苑職員全体会	
2 月			グループホーム運営推進会議
3 月	定時理事会	寿生苑職員全体会 ワックス清掃作業(管理棟)	
毎月	寿生会運営検討会議	寿生苑主任者会議 介護リーダー会議・区会議 給食担当者会議 看護担当者会議 自衛消防訓練	在宅サービス所内会議 自衛消防訓練
随時	感染症予防委員会 安全衛生委員会 個人情報保護推進委員会 高齢者虐待防止推進委員会 研修委員会 安全対策推進委員会	寿生苑人所判定委員会 身体拘束廃止委員会	虹の家人所判定委員会 サービス担当者会議 身体拘束廃止委員会

令和5年度 職員研修計画

【今年度の目標】

『寿生会や地域に貢献できる人材を育てる』

【今年度の具体的研修計画（メニュー）】

- 各事業所や部署のニーズに応じた研修の実施
 - 法人内研修（事業所内研修）
 - ※ すべての事業所、部署で必要とする研修→当計画にて定めて実施
 - ※ 事業所において必要とする研修→各事業所等で別に計画を定めて実施
 - 小規模事業所及び部署においては、合同で計画的に実施することも可
 - 各事業所や部署にて開催する際、必要に応じて担当者が技術的支援を行う
 - ※ 必要に応じて、従来の外部の講師を依頼する他、ZOOM を始めとしたウェブなどの活用を行い、できるだけ高度な知識習得ができる環境を整える。
 - 外部講師の依頼
 - ウェブの活用
 - フォローアップ研修ネット配信サービス、介護技術動画マニュアルネット配信サービスの積極的な活用（お茶の水ケアサービス学院）
 - ZOOMの有料アカウント導入の検討（必要な場合）
 - ※ 業務都合などで受講できなかった職員への受講機会の確保を行う
 - ※ 受講後の効果測定を行う
 - 法人外研修
 - ※ 各部署において、知識の習得が必要な事柄を外部機関等で開催される研修会を受講する
 - ※ 受講後の効果が明確に表れるように、復命書様式の見直しを行う（参加目的、内容、反映できること等を記述できるようにする）
 - ※
- 資格取得に対する支援
 - 資格取得の支援に関しては、別紙『事業運営設置基準上必要職種及び資格』及び『資格取得支援ガイドライン』に基づいて実施する。
- 今後の基となる基盤づくりを検討
 - 階層及び職種によって、求められる人材像や研修内容等を提示し、キャリアアップにつなげることを目的に検討をする。

法人や各事業所の事業計画との整合性を取る必要があるため、内容の確認を行いながら実施とする。

【年間スケジュール】

月	研修会(法人内)	外部研修関係	資格取得関係
4月	虐待防止研修① プライバシー保護研修		
5月	ハラスメント対策研修 安全対策研修①		ケアマネ更新(専門Ⅰ)① ケアマネ再研修①
6月	感染症対策研修① 業務継続計画(感染症)に関する研修	認知症実践者研修①	ケアマネ試験申し込み受付 ケアマネ更新(専門Ⅰ)② ケアマネ再研修②
7月	メンタルヘルスクア研修	認知症実践者研修② 認知症実践者研修①' キャリアパス対応研修 (リーダー、管理職員編)	ケアマネ更新(専門Ⅰ)①
8月	口腔ケア等研修	認知症実践リーダー研修① 認知症実践者研修②' キャリアパス対応研修(中堅職員編)	介護福祉士試験申込
9月	虐待防止研修②	認知症実践リーダー研修② 認知症実践者研修③	介護職員初任者研修①
10月	職員健康講話	認知症実践リーダー研修③	介護職員初任者研修② ケアマネ試験 ケアマネ更新(専門Ⅱ) 主任ケアマネ①
11月	感染症対策研修②	認知症実践リーダー研修④ 認知症実践者研修③' キャリアパス対応研修(初任職員編) 高齢者権利擁護推進員研修①	介護職員初任者研修③ ケアマネ更新(専門Ⅱ) 主任ケアマネ②
12月		高齢者権利擁護推進員研修②	ケアマネ更新(専門Ⅱ) 主任ケアマネ③
1月	安全対策研修②	高齢者権利擁護推進員研修③	介護福祉士試験 ケアマネ実務研修①
2月	業務継続計画(自然災害)に関する研修	高齢者権利擁護推進員研修④	
3月			ケアマネ実務研修②
通年	各事業所・部署内の研修会(適宜)	県や関連団体、職能団体等の開催する研修会(適宜)	介護実践者研修(適宜) 社会福祉主事資格(1年) 施設長任用資格(1年)

※研修会の日程、内容は、都合で変更の可能性がある。また、上記以外にも、研修会の設定を行う場合がある。

※外部研修及び資格取得関係は、令和4年度の開催実績を反映したものであり、令和5年度の予定の編成によっては、日程が異なる。

社会福祉法人寿生会 資格取得支援ガイドライン

令和4年4月1日制定

令和5年4月1日改定

資格取得支援の基本方針

資格は、寿生会の運営に大変資するものである一方で、地域社会でも同様である。そのため、活用方法は、当法人が望む形で活用されることもあるが、その判断は、職員個人に委ねられている側面もある。

そのため、資格などの取得は、法人が望んで取得促進をしても、最終的な判断は、職員個人の意思によって決めることであるとする。

このことから、当法人が行う資格取得支援について、ガイドラインを作成する。

【資格取得支援】

	事業運営上必要不可欠な資格取得、 業務上必要な研修受講	自己啓発による資格取得、研修受講
勤務の 取り扱い	出張扱 ※別紙記載のあるもの、他、必要であると上司が認め決裁を受けた場合	職務専念義務免除(出勤しているものとみなす) ※所定の手続きをした場合のみ
費用	受講費用、交通費、日当の支給 ※介護福祉士に関しては別記参照	法人からの費用負担は無し

【具体的取扱例】

受験や受講に際しては、都度、本人の意向と所属部署の意向を調整によって決する。

資格名称	勤務取扱	費用	理由
介護福祉士国家資格	2回まで 出張 (試験日及び移動日)	日当、交通費のみ支給 受験費用、登録料は自己負担	・介護職員として基本的資格なので、できる限り支援は必要。将来的には、すべての介護職員が所持することを目標。
	3回以上 職務専念義務免除 (受験日)	すべて自己負担	・一方、回数制限を設けることで、冗長化を防ぐ。
介護初任者研修 介護実務者研修	職務専念義務免除 (面談授業日のみ)	すべて自己負担 ※岩手県社会福祉協議会で、学習費用の貸与事業があり、活用を推奨	・介護福祉士取得に必須であるが、研修実施校が様々で費用や日程も異なるため。 ・通信教育もあり、在宅学習期間中の配慮困難。
介護支援専門員	受験者・非現任 職務専念義務免除 (受験日、研修日(実習含))	すべて自己負担	・キャリアアップの一環で、取得は望ましい。 ・人員配置の幅を広げるために、一定数の職員が所持するのは良いが、すべての職員が所持しておく必要性はないと判断される。
	現任 出張	受講費用、交通費、日当の支給	・一定の求人数があり、転職の機会となる恐れから、退職を促す可能性もある。

事業運営に関する資格・研修	原則、職務専念義務免除とする。 運営上必須と判断されるもの（法人、事業所として推薦するもの）については、出張とする場合あり。	原則、自己負担。 左記により、運営上必須であると判断されれば、法人負担。	・キャリアアップの一環で、取得や受講は望ましい。 ・解釈の仕方では、様々な資格や研修の受講が当てはまる可能性があり、一律的に処理するのは難しいと思われる。
	【運営上必須とする研修等の判断ポイント】 ○法人として受講を認めている資格、研修は、別紙に定めるほか、施設長、または所属部署の管理者、主任等より、資格取得や研修受講について指示があった場合は、出張（費用も法人負担）の取り扱いとする。 ○職員個人が受講を希望している場合、研修等の開催案内を回覧し添書に希望があることを記入し決裁を受けること。その際に以下のポイントを踏まえて申込むこと。 ① 現在の職務に関連していることが明らかであること（受講希望者は、その理由を簡潔に記入） ② 所属する部署の管理者または主任等が受講等を認めていること（希望者の職務や将来性に合致しているか考慮） ③ 施設長が受講等を認めていること（法人全体、その部署等の利益にかなうことかどうか考慮） ※決裁を受けた場合、出張（費用法人負担）の取り扱いとする。 ※決裁を受けられなかった場合や、職員個人の判断で出張の取り扱いを希望しない場合、原則どおりとする。		

※『医療的ケア研修』の受講については、当施設や近隣施設での実地研修の機会は少ないが、施設の入居者の状況を踏まえて、都度検討を行う。

【変更履歴】

Ver.	年月日	変更内容
1.0	令和4年4月1日	初版
1.1	令和5年4月1日	医療的ケア研修を「実施しない」→「施設の状況に応じて検討を行う」に変更。